

【防犯灯補助金の種類及び金額について】（令和8年度版）

住民自治組織等が防犯灯の更新または断線等の修繕の工事を実施する場合、下記のとおり補助金を交付します。なお、工事に要する経費によっては、実際の交付額がこの額を下回る場合がありますのでご注意ください。

※令和8年度中に工事及び業者への支払いが完了したものが対象です。

補助金の種類		補助割合と上限額 (1灯につき) ※100円未満切り捨て	内容
①更新補助金	10VA	要塩害 対策地区 (※1)	町内会・住民会等で所有している防犯灯が故障し、既存の灯具と同様の灯具に更新する際にかかる経費に対して交付する補助金です。 ※「更新」とは、 <u>器具全ての交換</u> を意味します。 <u>※管球の交換等は補助対象になりません。</u>
		その他の 地区	
	20VA		
②修繕補助金		修繕に要する経費の 2分の1以内の額 <u>上限 7,000円</u>	防犯灯の配線故障等の修繕にかかる経費に対して交付する補助金です。

※1 要塩害対策地区は以下のとおりです。

小堅地区・三瀬地区・由良地区・加茂地区・湯野浜地区の全域
西郷地区（下川字窪畑・字七窪・字東海林場及び龍花崎のうち、
字七窪、字東海林場に接する地区）

※2 その他留意事項

- 特に年度末（3月）に業者への支払いを完了したものは、必ず3週間以内に申請をお願いいたします。申請が遅れると、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。
- 電気工事店に発注した場合でも、工事店が組合に加入していれば組合受注となり工事代金の請求書が「鶴岡電気工事協同組合」から送付される場合がございます。
その際は、【鶴岡電気工事協同組合より請求があった場合】の取扱いとなりますので、送付される請求書のご確認をお願いいたします。